防 総 政 第 5 号
令和８年 11 月２日

各都道府県知事　殿

防災庁事務次官

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の災害の発生が懸念されています。政府としては、産官学民のあらゆる力を結集し、事前防災を徹底するとともに、平時から発災時、復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁を設置し、防災体制を強化しています。

国難級の災害に対応するためには、国の体制強化とあわせて、平時からの市町村・都道府県における事前防災の徹底が不可欠です。
また、発災時には、市町村を支える都道府県の役割が特に重要です。

防災庁としては、各都道府県を担当する「ふるさと防災職員」が各都道府県で指名いただく「地域防災連携推進員」と連携するなど、地方公共団体の取組を平時から伴走支援する体制を一層強化してまいりますが、貴職におかれましては、下記の事項について点検の上、「防災力強化総合交付金」をはじめとする支援制度も活用して早急に取組を進めていただくようお願いいたします。

下記の事項の中には、市町村が行うべき事務や都道府県と市町村が連携して行うべき事務も含まれておりますが、貴職におかれましては、管内市町村の取組の支援や都道府県の総合調整の下での市町村と連携した取組を進めるようお願いいたします。

また、管内市町村に対して別添の内容を周知いただき、市町村の実施状況についても点検するとともに、その取組が円滑に進むよう必要な支援をお願いいたします。

取組の状況について、本年内にご報告いただくよう追って依頼いたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1．防災人材の育成

・　防災担当部局の職員に限らず、その他の部局の職員にも、「防災スペシャリスト養成研修」等を受講させることや、実践的な防災訓練を実施することにより、防災人材を確保・育成すること。

・　避難生活支援リーダー/サポーター研修の実施等により地域における防災人材を育成すること。

2．受援体制の確保

・　災害時において、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有や各種調整を円滑に行うための受援体制の整備に向け、管内市町村の受援計画の作成及び受援体制の実効性の確保に向けて必要な支援を行うこと。

・　特に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域及び南海トラフ地震防災対策推進地域において、未策定の市町村に対し、受援計画の作成に向けた支援を行うこと。

・　受援計画の実効性を確保するため、管内市町村の受援計画及び受援体制の内容を確認するとともに、市町村との共同訓練を実施し、その検証結果を踏まえ、都道府県自身の受援計画及び受援体制を継続的に見直すとともに、管内市町村における受援計画及び受援体制の見直しを促すこと。

・　国からの支援を円滑に受け入れるため、都道府県災害対策本部の近傍に政府現地対策本部のためのスペースを確保すること。

3．避難生活環境の抜本的な改善

（1）避難所の生活空間の確保

・　想定避難者数の受け入れが可能な避難所数を確保すること。

・　安眠できるベッドやプライバシーを守るためのパーティションテントなどが設置できるプライベートスペースと、避難者同士がコミュニケーションを取れるコミュニティスペースに配慮した避難所レイアウトを事前に策定し、地域住民の理解を得ること。

・　簡易ベッド、パーティション等については、発災直後から被災者のニーズに応じて展開できるよう、各避難所又はその近傍において確実に備蓄するとともに、その備蓄量について、新物資システム（B-PLo）への登録情報を常に最新の状態に維持すること。

・　酷暑期や厳冬期の避難生活を想定し、避難所としての利用が見込まれる公立学校施設や公民館等については、速やかに空調設備の整備を図ること。

（２）快適なトイレの確保・管理

・　平時から「災害時のトイレの必要数計算シート」を用いてトイレの必要数を把握し、災害時のトイレ確保・管理計画を策定すること。

・　発災直後はインフラの復旧状況が確認できないことや、備蓄倉庫から仮設トイレ等を輸送することが困難な場合も考えられることから、最低限「携帯トイレ」や「簡易トイレ」を各避難所又はその近傍において確実に備蓄するとともに、その備蓄量について、新物資システム（B-PLo）への登録情報を常に最新の状態に維持すること。

・　避難者が清潔で快適なトイレを利用できるよう、「快適トイレ仕様」の仮設トイレや洋式のマンホールトイレ等を民間企業等から優先的に借り上げるための災害時応援協定等を締結すること。

・　排泄物を貯留するタイプのトイレについては、し尿回収、廃棄方法及び給水・清掃実施方法などを検討・確立するとともに、それらを実施しやすい配置計画を事前に策定すること。

（３）温かい食事や飲料水の提供及び入浴機会の確保

・　支援物資が届くまでに必要となる飲料水、主食等を各避難所又はその近傍において確実に備蓄するとともに、その備蓄量について、新物資システム（B-PLo）への登録情報を常に最新の状態に維持すること。

・　キッチンカー等の関係事業者、NPO、飲食業協同組合や栄養士会等との協定、学校給食施設の利用や炊き出し訓練の実施等によって、栄養バランスに配慮した温かい食事の提供体制を確保すること。

・　入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定、簡易シャワーや仮設風呂などの資機材の備蓄等の準備をすること。

４．災害協定の締結・実効性確保

・　既存の災害時応援協定では対応が十分でない分野や、地方公共団体単独ではリソースの確保が困難と見込まれる分野については、協定の新規締結や内容の充実を図ること。特に、避難生活の環境を改善する物資・資機材や人員の確保に民間企業等のリソースを活用するため、更なる協定の締結を図ること。

・　また、締結済みの災害時応援協定が発災時に円滑に機能するよう、各都道府県において、発災時の連絡先や要請手順等を確認するなど、協定の実効性確保の観点から総点検を実施すること。

・　加えて、発災時に管内市町村への支援を適切かつ円滑に実施できるよう、都道府県は自ら及び管内市町村の災害時応援協定の締結状況を把握し、民間企業

等との協定締結を促進するとともに、自らが締結する協定に基づく支援が円滑に実施されるよう、市町村及び協定締結先との連携体制の強化を図ること。

5．災害中間支援組織

・　発災時に NPO やボランティア団体等と円滑に連携し、迅速に災害対応を進められるよう、都道府県域の災害中間支援組織の速やかな立ち上げと機能強化を図り、平時から NPO 等との顔の見える関係を構築すること。

6．個別避難計画の作成

・　自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難の実効性を高めるためには、個別避難計画の作成が重要であることから、更なる計画作成の促進に努めること。

7．帰宅困難者対策

・　首都圏をはじめとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、一時滞在施設の確保等を推進すること。

8．応急仮設住宅用地候補等の事前選定

・　被災者の生活再建や復旧復興を迅速に進めることができるよう、応急仮設住宅を建設する候補地をあらかじめ選定しておくこと。その際、浸水被害や土砂災害等の二次災害対策や、救援部隊の活動拠点、災害廃棄物の仮置場や災害公営住宅の建設候補地など他用途における必要性に留意すること。

以上

（別添）

各市町村長宛

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の災害の発生が懸念されています。政府としては、産官学民のあらゆる力を結集し、事前防災を推進するとともに、平時から発災時、復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁を設置し、防災体制を強化しています。

国難級の災害に対応するためには、国の体制強化とあわせて、平時からの市町村・都道府県における事前防災の取組の充実が不可欠です。

防災庁としては、各都道府県を担当する「ふるさと防災職員」が各都道府県で指名いただく「地域防災連携推進員」と連携するなど、地方公共団体の取組を平時から伴走支援する体制を一層強化してまいりますが、貴職におかれましては、下記の事項について点検の上、「防災力強化総合交付金」をはじめとする支援制度も活用して早急に取組を進めていただくようお願いいたします。

記

１．防災人材の育成

- 市町村長自ら「全国防災・危機管理トップセミナー」を受講すること。
- 防災担当部局の職員に限らず、その他の部局の職員にも、「防災スペシャリスト養成研修」等を受講させることや、実践的な防災訓練を実施することにより、防災人材を確保・育成すること。
- 避難生活支援リーダー/サポーター研修の実施等により地域における防災人材を育成すること。

２．受援体制の確保

- 災害時において、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有や各種調整を円滑に行うための受援体制を整備する観点から、受援計画を策定すること。

・　特に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域及び南海トラフ地震防災対策推進地域において、未策定の市町村においては、速やかに受援計画を策定すること。
・　また、受援計画の実効性を確保するため、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和７年４月改訂）」を踏まえ、受援計画及び受援体制の確認を行った上で、訓練を実施し、その結果を踏まえて受援計画の見直しを継続的に行うこと。

３．避難生活環境の抜本的な改善

（１）避難所の生活空間の確保
・　想定避難者数の受け入れが可能な避難所数を確保すること。
・　安眠できるベッド、プライバシーを守るためのパーティションテントなどが設置できるプライベートスペースと、避難者同士がコミュニケーションを取れるコミュニティスペースに配慮した避難所レイアウトを事前に策定し、地域住民の理解を得ること。
・　簡易ベッド、パーティション等については、発災直後から被災者のニーズに応じて展開できるよう、各避難所又はその近傍において確実に備蓄するとともに、その備蓄量について、新物資システム（B-PLo）への登録情報を常に最新の状態に維持すること。
・　酷暑期や厳冬期の避難生活を想定し、避難所としての利用が見込まれる公立学校施設や公民館等については、速やかに空調設備の整備を図ること。

（２）快適なトイレの確保・管理
・　平時から「災害時のトイレの必要数計算シート」を用いてトイレの必要数を把握し、災害時のトイレ確保・管理計画を策定すること。
・　発災直後はインフラの復旧状況が確認できないことや、備蓄倉庫から仮設トイレ等を輸送することが困難な場合も考えられることから、最低限「携帯トイレ」や「簡易トイレ」を各避難所又はその近傍において確実に備蓄するとともに、その備蓄量について、新物資システム（B-PLo）への登録情報を常に最新の状態に維持すること。
・　避難者が清潔で快適なトイレを利用できるよう、「快適トイレ仕様」の仮設トイレや洋式のマンホールトイレ等を民間企業等から優先的に借り上げるための災害時応援協定等を締結すること。

・　排泄物を貯留するタイプのトイレについては、し尿回収、廃棄方法及び給水・清掃実施方法などを検討・確立するとともに、それらを実施しやすい配置計画を事前に策定すること。

（3）温かい食事や飲料水の提供及び入浴機会の確保

・　支援物資が届くまでに必要となる飲料水、主食等を各避難所又はその近傍において確実に備蓄するとともに、その備蓄量について、新物資システム（B-PLo）への登録情報を常に最新の状態に維持すること。

・　キッチンカー等の関係事業者、NPO、飲食業協同組合や栄養士会等との協定、学校給食施設の利用や炊き出し訓練の実施等によって、栄養バランスに配慮した温かい食事の提供体制を確保すること。

・　入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定、簡易シャワーや仮設風呂などの資機材の備蓄等の準備をすること。

4．災害協定の締結・実効性確保

・　既存の災害時応援協定では対応が十分でない分野や、地方公共団体単独ではリソースの確保が困難と見込まれる分野については、協定の新規締結や内容の充実を図ること。特に、避難生活の環境を改善する物資・資機材や人員の確保に民間企業等のリソースを活用するため、更なる協定の締結を図ること。

・　また、締結済みの災害時応援協定が発災時に協定が円滑に機能するよう、各市町村において、発災時の連絡先や要請手順等を確認するなど、協定の実効性確保の観点から総点検を実施すること。

5．NPO・ボランティア団体等との連携

・　発災時にNPOやボランティア団体等と円滑に連携し、迅速に災害対応を進められるよう、平時からNPO等との顔の見える関係を構築すること。

6．個別避難計画の作成

・　自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難の実効性を高めるためには、個別避難計画の作成が重要であることから、更なる計画作成の促進に努めること。

7．帰宅困難者対策

・　首都圏をはじめとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、一時滞在施設の確保等を推進すること。

８．応急仮設住宅用地候補等の事前選定

・　被災者の生活再建や復旧復興を迅速に進めることができるよう、応急仮設住宅を建設する候補地をあらかじめ選定しておくこと。その際、浸水被害や土砂災害等の二次災害対策や、救援部隊の活動拠点、災害廃棄物の仮置場や災害公営住宅の建設候補地など他用途における必要性に留意すること。

以上